

平成16年深川市議会
意見案 第22号

平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定に基づき提出する。

平成16年12月14日 提出

提出者	深川市議会議員	東	出	治	通
	深川市議会議員	岡	部	誠	二
	深川市議会議員	八	木	茂	章
	深川市議会議員	石	上	統	一
	深川市議会議員	西	野	清	勝
	深川市議会議員	山	田	圭	二
	深川市議会議員	高	桑	幸	雄
	深川市議会議員	田	中	昌	幸
	深川市議会議員	北	名	照	美
	深川市議会議員	松	沢	一	昭

平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書

平成16年度政府予算においては、地方交付税及び臨時財政対策債の大幅な削減により、地方財政運営に支障を来すとともに、地方の信頼関係を損ねる結果となった。

平成17年度政府予算編成においては、平成16年度予算のような大幅な削減が行われることのないよう、国は誠実に対応し、国と地方の信頼関係を構築し、住民サービスの低下を来たさないようにすべきである。

よって、国は、平成17年度政府予算編成に当たり、「地方交付税の所要総額」が確実に確保されるよう、以下の事項についてその実現を求めるものである。

記

1. 昨年のような地方交付税等の大幅な削減により、地方公共団体の財政運営に支障を来すことのないよう、平成17年度の地方交付税総額は、少なくとも平成16年度の水準以上を確保すること。
2. 税源移譲に伴い、財政力格差が拡大する財政力の弱い地方公共団体に対しては、地方交付税の財源調整・財源保障を強化して対応すること。
3. 地方財政計画上の歳出と決算との乖離については、投資的経費と経常的経費の実態を踏まえ、一体的に是正すべきであり、一方的な、不合理な削減は絶対認められないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月14日

北海道深川市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 郵政民営化・経済財政政策担当大臣
総務大臣 財務大臣

平成16年深川市議会
意見案 第23号

新たな食料・農業・農村基本計画策定に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定に基づき提出する。

平成16年12月22日 提出

提出者	深川市議会議員	東	出	治	通
	深川市議会議員	岡	部	誠	二
	深川市議会議員	八	木	茂	章
	深川市議会議員	石	上	統	一
	深川市議会議員	西	野	清	勝
	深川市議会議員	山	田	圭	二
	深川市議会議員	高	桑	幸	雄
	深川市議会議員	田	中	昌	幸
	深川市議会議員	北	名	照	美
	深川市議会議員	松	沢	一	昭

新たな食料・農業・農村基本計画策定に関する意見書

環境の保全、食の安全・安心などに国民的な関心が強まる今日、農業・農村の多面的機能の発揮は、食料の安定供給とともに重要な政策課題です。

食と環境の世紀と言われる21世紀の農政課題は、我が国の農業・農村に対する政策手法を、食料の供給だけに止めず、資源・環境保全など多面的機能にも軸足を置くものに改めるべきである。

WTO農業交渉やFTA交渉などが厳しい局面を迎える今日こそ、21世紀にふさわしいグローバルな農政改革を進め、農業・農村の持続性を確保するべきである。

このため、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に当り、下記事項について要望する。

記

I. 担い手政策の在り方について

1. 担い手の基本となる認定農業者制度については、市町村の農業振興計画などを踏まえ、地域独自の認定要件が設けられるよう措置すること。

また、地域水田農業ビジョンで位置付けられた担い手、集落営農や作業受託等の生産組織なども担い手として明確化すること。

2. 経営の面積規模等に関らず、中小規模の専ら農業を営む者や経営意欲のある農業者などを担い手の対象とすること。

3. 米価の下落などで経営悪化に陥っている担い手について、経営の維持・再生が図られるよう各種の再建支援策を講ずること。

II. 農業制度の在り方について

1. 優良農地を確保するため農地の転用規制や監視体制を強化するとともに、株式会社の農地取得につながる農地制度の改正は行わないこと。

2. 農地保有合理化事業について、一時貸付期間等の特例措置の要件緩和や分割払いなど制度を拡充するとともに、担い手に対する長期・低貸貸料による貸付制度を創設するなど、農地の利用集積の促進を図ること。

III. 経営安定対策（品目横断的政策）について

1. 国内農業と諸外国との生産性の格差を是正し、農業の持続的な発展と食料の安定供給に資するため、主業的農家の作付面積等に対して直接的な補填を行う「経営維持直接固定支払政策」を創設すること。

2. 水田作・畑作への品目横断的政策の導入に当っては、主業的農家が再生産可能な所得が確保できる支援水準と支援に必要な十分な財政を措置すること。

3. 価格支持政策の廃止等で大幅な価格下落が続いている米について、担い手の経営維持が可能となる実効性の高い経営安定政策（所得補填措置など）を早急に講ずること。

4. 農産物の市場価格の著しい変動（下落）に伴う主業的農家への影響を緩和するため、経営を単位とする「収入保険制度」を創設すること。

5. 野菜、果樹、畜産などについては、需給調整や価格安定制度などの拡充・強化を図りつつ、早急に経営を単位とした経営安定対策を導入すること。

IV. 農業環境・資源の保全政策の確立について

1. 農業・農村が地域資源（農地や水等）を活用して発揮される多面的機能（外部経済効果）に対して「環境等直接支払政策」を創設し、適切に維持・管理されている農業者の全耕地面積に対する直接支払いを行うこと。

2. 環境負荷を軽減ないし環境便益を優先させる資源循環型の農業生産（慣行農法からクリーン農業、有機農業などのエコ農法）に取り組む農業者に対し、耕作面積等に直接支援する「自然循環機能等直接支払政策」を創設すること。

3. 土地改良区事業等について、道路・用水路など公共部分は既往事業を含め農家負担を無くするとともに、用水路など公共部分の保全管理に要する経費は、全額公費負担とすること。

V. 食料自給率目標をはじめ政策展望の目標や指針等について

1. 食料自給率の向上目標を設定するとともに、戦略作物などの生産振興など目標実現に向けた具体策を明示すること。

また、国内農業生産の拡大や日本型食生活の推進普及等に資する諸施策を拡充強化すること。

2. 農業構造の展望については、農業・農村の多面的機能の保全を図るため、農家戸数の減少や過疎化の深化を招くことのないよう十分配慮すること。

また、営農類型の策定に当っては、実態との乖離が大き過ぎることがないように配慮するとともに、農家が経営指針として十分活用できるよう設定すること。

VI. 食の安全・安心の確保など諸施策の在り方について

1. 農業生産の在り方について、効率優先から食の安全・安心を確保する農法への転換を促進するとともに、遺伝子組換え作物の種子汚染や環境等への影響を防止するため、一般圃場栽培などを規制するガイドラインを早急に作成すること。

2. 農業生産資材の内外価格差を是正する行動計画を明示するとともに、規制緩和（自家用貨物自動車の車検有効期間の延長など）を行うこと。

また、インターネット商取引など競争条件を推進する体制整備を図ること。

3. 食べ物や農業・農村に関する食農教育の推進を図るとともに、地産地消運動などを支援する施策を強化すること。

VII. 農村振興対策について

1. 中山間地域等直接支払制度について、畑地における傾斜の勾配基準の緩和や個人への支払額の大幅な増額など、条件不利地政策として改善充実すること。

また、集落協定部分については、地域における主体的な農村振興などへの取り組みを支援する新たな交付金制度として拡充強化すること。

2. 農村における定住条件を確保するため、道路や下水道、教育・文化施設など基本的な生活環境整備を促進するとともに、無医村地区の解消など農村医療や介護・福祉の改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月22日

北海道深川市議会

提 出 先

内閣総理大臣 財務大臣 農林水産大臣

平成16年深川市議会
意見案 第24号

米政策改革に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定に基づき提出する。

平成16年12月22日 提出

提出者	深川市議会議員	東	出	治	通
	深川市議会議員	岡	部	誠	二
	深川市議会議員	八	木	茂	章
	深川市議会議員	石	上	統	一
	深川市議会議員	西	野	清	勝
	深川市議会議員	山	田	圭	二
	深川市議会議員	高	桑	幸	雄
	深川市議会議員	田	中	昌	幸
	深川市議会議員	北	名	照	美
	深川市議会議員	松	沢	一	昭

米政策改革に関する意見書

16年産の全国作柄は、台風被害などで平年作を下回っているものの、米の市場価額は低迷をしている状況であり、生産者の不安が高まっている。

このまま米の価格が再生産可能な価格まで回復しなければ、大きな打撃を受けるのは農業収入で経営と生活を支える主業農家などの担い手農家であり、担い手の育成が強調されている地域水田農業ビジョンそのものが崩壊する危険性があり、米政策改革はスタート時から大きくつまずいてしまうことになる。

については、生産者が米政策改革に安心して取り組めるよう、生産現場の実情に即した意識のもと制度の見直しと新たな制度策定を行うよう次のことを強く求める。

記

1. 価格下落時のセーフティネットである各対策が十分機能しないことが現実となった。国は制度策定の責任を果たし、生産者が再生産可能な最低限の所得が確保できるよう、担い手経営安定対策における生産者拠出金を含む造成基金の用途を柔軟に対応するなど、あらゆる対策に最善の努力を払うよう強く求める。

2. 国と生産現場では必要な価格・所得水準の大きな隔りがある。自助努力としての生産コストの縮減にも限界があることに鑑み、少なくとも再生産可能な価格・所得を基準に据え、農家経済の安定化が図られるよう施策の充実を強く求める。

3. 農家は単なる生産だけでなく、地域社会の環境・国土保全など、多種多様にわたる重要な役割を果たしている。われわれが求める真に農業者のためになる「直接支払制度」を早期に実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月22日

北海道深川市議会

提出先

内閣総理大臣 財務大臣 農林水産大臣

平成16年深川市議会
意見案 第25号

所得税定率減税に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定に基づき提出する。

平成16年12月22日 提出

提出者	深川市議会議員	東	出	治	通
	深川市議会議員	岡	部	誠	二
	深川市議会議員	八	木	茂	章
	深川市議会議員	石	上	統	一
	深川市議会議員	西	野	清	勝
	深川市議会議員	山	田	圭	二
	深川市議会議員	高	桑	幸	雄
	深川市議会議員	田	中	昌	幸
	深川市議会議員	北	名	照	美
	深川市議会議員	松	沢	一	昭

所得税定率減税に関する意見書

政府税制調査会が11月25日、定率減税の廃止などの必要性に言及した2005年度の税制改正答申を小泉首相に提出した。最大の焦点であった定率減税は、2005年度から段階的に縮減し、2006年度までに廃止すべきとしている。

定率減税は所得税（国税）と住民税（地方税）を軽減するもので、1999年に恒久的減税として、小渕内閣の景気対策の柱として導入された。年間減税規模は両税合わせて約3兆3千億円になる。完全に廃止されると、廃止の影響の大きい中低所得者世帯では、所得税・住民税の税額が2割強も上乘せされ、年収500万円の家族4人・専業主婦の世帯では、3万5千円の増税、年収1千万円の夫婦と子供2人の世帯では、年間約18万円の増税となる。勤労者の可処分所得も、定率減税を導入した当時から約1割減少したままである。そして、配偶者特別控除一部廃止に続き、今後は年金保険料・雇用保険料の引き上げ等国民負担増が続く。

政府税制調査会は、現在の経済状況が1999年頃に比べて著しく好転したことを廃止の理由に挙げているが、景気動向は不透明な状況にある。景気の持続的な回復には個人消費の回復が不可欠であることは明白である。国の財政再建のための増税策によって、肝心の経済の回復が遅れるようなことがあってはならない。

よって、国においては、所得税等の定率減税の縮減・廃止には慎重な対応を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月22日

北海道深川市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
郵政民営化・経済財政政策担当大臣

平成16年深川市議会
意見案 第26号

非核三原則の厳守と法制化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定に基づき提出する。

平成16年12月22日 提出

提出者	深川市議会議員	東	出	治	通
	深川市議会議員	岡	部	誠	二
	深川市議会議員	八	木	茂	章
	深川市議会議員	石	上	統	一
	深川市議会議員	西	野	清	勝
	深川市議会議員	山	田	圭	二
	深川市議会議員	高	桑	幸	雄
	深川市議会議員	田	中	昌	幸
	深川市議会議員	北	名	照	美
	深川市議会議員	松	沢	一	昭

非核三原則の厳守と法制化を求める意見書

深川市議会は、二度と原爆の惨禍を許してはならないという決意で、核兵器のない世界を目指して努力してきた。

深川市は、「非核平和都市宣言」を行い、深川市民と共に、市民の平和への願いを各種の行動で表してきている。

「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則は、これまでも衆参両院においても繰返し決議されてきたところである。

国際的にも、2000年5月の核不拡散条約再検討会議は、核兵器の廃絶を達成することを一致して宣言している。

深川市民は、日本が被爆国として核兵器廃絶を目指し、非核三原則を厳守して、平和な国際秩序を尊重する国として役割を果たすことを強く求めている。

よって、深川市議会は、政府において核兵器廃絶の明確な約束を実行するよう、核保有国へ働きかけ、今までの「非核三原則」の国会決議を厳守して、「非核三原則の法制化」を計られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月22日

北海道深川市議会

提出先

内閣総理大臣 法務大臣 外務大臣